

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について 【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

※ この要件は令和6年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

### 1. 施設等区分（認知症対応型通所介護費）

区分	基準
認知症対応型通所介護費(I)	認知症対応型通所介護費(i)の施設基準は、以下のとおり 単独型指定認知症対応型通所介護を行う事業所  認知症対応型通所介護費(ii)の施設基準は、以下のとおり 併設型指定認知症対応型通所介護を行う事業所
認知症対応型通所介護費(II)	認知症対応型通所介護費(II)の施設基準は、以下のとおり 共用型指定認知症対応型通所介護を行う事業所

### 2. 加算・減算

項目	必要書類
時間延長サービス体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④運営規程
入浴介助体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④浴室部分の状況がわかる平面図及び写真 ⑤入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料(研修計画予定表など)(加算Ⅰ→ⅡまたはⅡ→Ⅰに変更する場合は不要)
生活機能向上連携加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等(協定書を含む)の写し
個別機能訓練加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
若年性認知症利用者受入加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
栄養アセスメント・栄養改善体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・管理栄養士分で作成) ⑥外部との連携による場合は、連携関係が分かる書類(契約書等)の写し ※加算を算定する場合は「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。
口腔機能向上体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)(未提出分)

	<p>⑤勤務体制・勤務形態一覧表 (算定日から4週間分・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員分で作成) ※加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFE への登録」を「あり」として届出してください</p>
サービス提供体制強化加算	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-3) ⑤資格者証(写)(未提出分) ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑦有資格者等の割合の参考計算書(別紙 7-2)又はこれに準じた計算書等</p>
ADL 維持等加算(申出)の有無	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。</p>
科学的介護推進体制加算	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。</p>
介護職員等処遇改善加算	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式</p>
職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表(解消した月の実績・従業者全員分で作成) ⑤資格者証(写)(未提出分)</p>
高齢者虐待防止措置実施の有無	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</p>
業務継続計画策定の有無	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</p>
感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の対応 (3%加算)	<p>①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式(参考様式 36) ⑤通所介護等算定区分確認表 ※厚生労働省が事務連絡で示した感染症又は災害の発生に限ります。</p>